

安芸高田市ふるさと納税一括代行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、安芸高田市ふるさと納税一括代行業務の委託に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

安芸高田市ふるさと納税一括代行業務

(2) 業務期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※契約を締結した日の翌日から令和4年3月31日までの期間を業務引継ぎ期間とする。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とする。

(3) 業務内容

別紙「安芸高田市ふるさと納税一括代行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 予算額（委託料算出率）

委託料の上限は寄附額の6.9%（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

なお、当該委託料には、返礼品に係る調達費用を含めないものとする。

3 参加資格

本業務の提案に参加を希望するものは、次の参加要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

①会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

②民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続きの適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

(2) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

(4) 市区町村においてふるさと納税業務の実績を有すること。

(5) 安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する安芸高田市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

4 スケジュール及び実施要領等の交付

(1) スケジュール

参加申込・質問の受付期間	令和3年11月24日（水）～12月3日（金）
質問の回答期日	令和3年12月7日（火）
企画提案書等提出の期間	令和3年12月8日（水）～令和4年1月7日（金）
企画提案審査（プレゼン）	令和4年1月18日（火）
審査の結果通知	令和4年1月21日（金） 予定
契約の締結	令和4年1月下旬～2月上旬
事業の引継	契約締結日の翌日～令和4年3月31日（木）
事業開始	令和4年4月1日（金）

(2) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、安芸高田市ホームページ上で行う。（ダウンロード）

5 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 関連業務実績書【様式4】
- ④ 協力会社概要書【様式5】

※業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

(2) 提出期間

令和3年11月24日（水）～12月3日（金）

(3) 提出先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地 安芸高田市地方創生推進課

(4) 提出方法

- ① 持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時15分間に持参すること。
- ② 郵送の場合は、12月3日（金）必着とする。

(5) 辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに辞退届【様式任意】を持参又は郵送により提出すること。

6 質問

(1) 提出書類

質問書【様式3】

(2) 提出期間

令和3年11月24日（水）～12月3日（金）

(3) 送信先

メールアドレス：chihousei@city.akitakata.jp

※ 送信後は、下記宛に送信した旨の電話連絡をすること。

安芸高田市地方創生推進課 地方創生推進係 戸田・旭 0826-42-2124

(土、日、祝日を除く、8時30分～12時及び13時～17時15分の間)

(4) 提出上の注意

- ① 電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ② 電子メールによる質問のみ受け付ける。
- ③ 質問書は参加申込書を提出する事業者のみ受け付ける。

(5) 回答

- ① 令和3年12月7日（火）までに、安芸高田市ホームページに掲載する。
- ② 質問を行った事業者名は公表しない。
- ③ 回答に対する再度の質問には回答しない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 表紙【様式6】
- ② 企画提案書は、参加申込書を提出した者のみが提出することができる。
- ③ 提出締切日以降における提案書等の差換え及び提出は一切認めない。

(2) 提出期間

令和3年12月8日（水）～令和4年1月7日（金）

(3) 提出先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市地方創生推進課

(4) 提出方法

- ① 持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時15分間に持参すること。
- ② 郵送の場合は、令和4年1月7日（金）必着とする。

(5) 企画提案書作成要領

- ① 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。白黒・カラーいずれも可とする。
- ② 提案書は表紙を除き任意様式(A4、両面印刷、枚数不問)とする。なお、図・表などはA3折込での作成も可とする。
- ③ 文字の大きさは11ポイント以上を使用すること。
- ④ 提出部数は、正本1部、副本7部とする。
- ⑤ 表紙は、正本のみ代表者印の押印をすること。
- ⑥ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(6) 見積書【様式7】

- ① サイズはA4版とする。
- ② 提出部数は、正本1部、副本7部とする。
- ③ 提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印をすること。
- ④ 積算に当たり次のことに留意すること。

・委託料の見積額は寄附金額10,000円に対する経費とする。消費税及び地方消費税相当額を除いた

額で記載すること。

・次の内容は委託料には含めないが、見積書には別途記載すること。

ア 受付サイト等運営に要するシステム管理経費

イ クレジットカード決済に係る費用

ウ 返礼品の配送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は、積算方法等

エ その他導入費用など、別途発生する費用

8 失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

9 企画提案審査（プレゼンテーション）

- (1) 選定に当たり、プレゼンテーションによる審査を行い、各委員の採点結果を集計後、市の設定する基準点を満たす者のうち、評価点合計の高い応募者を最優秀提案者として決定する。
- (2) 令和4年1月18日（火）に実施する。開始時間は電話及びメールにより担当者に通知する。
- (3) 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- (4) 参加人数は、2名以内とする。
- (5) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、参加希望者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。なお、スクリーン、プロジェクターについては安芸高田市が準備する。必要な際は事前に連絡すること。
- (6) 審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。
- (7) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (8) プレゼンテーションは非公開とする。
- (9) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

企画提案審査評価項目

評価項目	評価内容	配点
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を適正かつ確実に実施するための体制、過去のふるさと納税業務の実績 ・ 返礼品提供事業者と良好な関係性の構築、返礼品登録から配送までの支援体制 ・ 寄附者からの問い合わせ、苦情等への柔軟な対応 ・ 個人情報などの漏えいを防止するための対策 	25 点
業務の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用開始までのスケジュールの適正な管理 ・ 市の魅力を発信でき、魅力的な返礼品を企画、登録 ・ 受付サイトのデザイン性と利便性の向上 ・ 寄附者情報、収納情報を一元的かつ適切に把握できる情報提供システムの構築 ・ リピーター獲得や寄附者との関係性を構築できる手法等の提案 	45 点
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に導入可能な寄附額増加のための改善案等を提案 	20 点
価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積額の適正 	10 点
合計点		100 点

10 審査結果の発表

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、受託候補者名について、安芸高田市ホームページへ掲載する。なお、選定の詳細についての問い合わせは、原則応じない。ただし、自社提案に係る内容についてはこの限りではない。

11 契約

- (1) 受託候補者を特定した後の契約手続きは、安芸高田市財務規則（平成 16 年安芸高田市規則第 39 号）に基づき随意契約とする。
- (2) 受託候補者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により受託候補者と契約が締結できない場合は、「9 企画提案審査（プレゼンテーション）」で順位付けした参加希望者の上位から順に契約交渉を行うものとする。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続以外の目的で使用しない。
- (4) 申請書類の公開については、安芸高田市情報公開条例（平成 16 年条例第 14 号）に基づき取り扱う。

- (5) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (6) 本市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (8) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (9) 提案者が1事業者のみの場合でも、プレゼンテーションを行い、市の設定する基準点に満たない場合は失格とする。
- (10) 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。